

**令和 7 年度 伝統産業・地場産業の商品開発支援事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託事業名

令和 7 年度 伝統産業・地場産業の商品開発支援事業業務委託

2 委託事業の目的

三重県には、豊かな自然や歴史文化に育まれながら脈々と受け継がれてきた伝統産業・地場産業が多数あります。一方で、社会環境の変化による消費離れのほか、製造事業者数の減少、従事者の高齢化、後継者不足など、様々な課題を抱えています。

そのため、現代のライフスタイルや消費者ニーズを的確に捉えた商品開発を支援することで、販路拡大につなげることをめざします。

3 事業主体

三重県

4 委託事業の内容

(1) 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

(2) 委託内容

別添「仕様書」のとおり

5 契約上限額

5,396,045 円（消費税および地方消費税を含む）

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ① 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出してください。三重県は、本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和 7 年度 伝統産業・

地場産業の商品開発支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」とします。）において審査を行い、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

（１）企画提案コンペ参加確認資格の申請

（ア）提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号） 1部
- ② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」または「代表者事項証明書」の写し 1部
- ③ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合にはその委任状（第2号様式） 1部

（イ）提出期限 令和7年5月14日（水）17時まで

（ウ）提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課

（エ）提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

（オ）結果通知 令和7年5月22日（木）までに電子メールで通知します。

（２）企画提案書等の提出

（ア）提出期限 令和7年5月27日（火）12時必着

（イ）提出先 〒514-8570 津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課

（ウ）提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

（エ）提出を求める資料の内容

- ① 企画提案書（様式任意）・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）
企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）とします。

なお、企画提案書については、以下のA、Bの事項について出来る限り具体的な提案内容を記載してください。

A：業務の実施体制

ア 業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）

イ 業務に関連するその他の組織等との連携体制

B：提案書の概要

ア 提案内容のポイント

イ アドバイザーの候補

・アドバイザーの実績、役割等

ウ 連続講座の開催

・具体的な実施内容

・招聘する講師、事業者等の候補者（経歴等含む）

※講師はアドバイザーとの兼務可だが、別途招聘しても差し支えない

・幅広い事業者の参加に向けた効果的な参加事業者の周知・募集方法

・商品の開発や価値向上に向けた取組内容・方法、目標等

・講師を含め、講座の参加者同士が積極的に交流を図ることができる

講座の運営方法

- エ 開発中商品に対する意見聴取
 - ・具体的な実施内容
 - ・聴取対象の候補者
- オ 開発商品等に係る展示販売、イベントの実施
 - ・具体的な実施内容
 - ・実施予定場所、時期、手法
- カ 三重テラスでの開発商品等に係る展示販売、イベントの実施
 - ・具体的な実施内容
 - ・実施予定時期、手法
- キ メディア等を活用した国内外への情報発信
 - ・具体的な実施内容
 - ・活用予定のメディア等
- ク 業務実施スケジュール
 - ・令和7年6月上旬までに契約締結することを前提に、令和7年6月上旬から令和8年3月25日までの業務実施スケジュールを記載してください

※その他、企画提案に関する有効な資料があれば、添付してください。

※過去3年間に当該事業と類似の業務を実施した実績があれば、記載してください。

- ② 見積書（様式任意）・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

見積書には、積算根拠がわかる内訳書を添付してください。

※個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるようにしてください。

【記載例】講師謝金〇円、講師旅費〇円、会場使用料〇円

※見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- ③ 提案事業者の概要書・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。（自社のパンフレットでも可。）

（3）第1次審査（書類審査）の実施

提出された企画提案書の書類審査を行います。書類審査の結果については、令和7年5月下旬に各提案者に対して文書にて通知します。

なお、申込数が5件に満たない場合は、書類審査及び文書での通知を省略します。

（4）プレゼンテーション審査（ヒアリング）の実施

書類審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーション（ヒアリング）を実施します。

① 実施日時

令和7年5月29日（木）午前10時00分～（予定）

※提案者ごとに時間を設定のうえ、別途通知します。

② 実施方法

提案者によるプレゼンテーションの実施については、Web 会議システムを活用して行います。（「Zoom」を使用）

※プレゼンテーションの実施日時・開催場所については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

③ その他

プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとします。（画面共有やパワーポイント等の使用は不可。）

（5）プレゼンテーション審査の結果は、各提案者に対して速やかに通知します。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

（1）妥当性（5点）

事業目的に合致し且つ具体的に記述しているか。

（2）実現可能性（10点）

事業実施にかかる豊富な知識、経験およびノウハウを有しているか。

（3）企画性（10点）

事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。

（4）実施体制（5点）

事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。

（5）計画性（5点）

適切なスケジュールか。必要経費が適切に見積もられているか。

9 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり「19 担当部局」まで文書（様式任意）を提出してください。

（1）質問の期限

令和7年5月8日（木）12時まで

（2）質問の方法

持参又はFAX（059-224-3024）、電子メール(eigyo@pref.mie.lg.jp)で受付けます。

なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず県産品振興課まで電話（059-224-2336）にて受領の確認を行ってください。

（3）質問への回答

令和7年5月9日（金）17時までに原則三重県ホームページに掲載します。

（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

11 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し委託契約を締結します。契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- (3) 三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 委託料及び経費等

本事業は、委託料の範囲内で実施することとします。また、対象経費は事業の実施に真に必要なものに限りします。

14 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 業務委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払いを行うことができるものとします。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落

札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) 不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (9) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

19 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：三谷、草薙

電話：059-224-2336 F A X：059-224-3024 メール：eigyo@pref.mie.lg.jp